



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2024 年 7 月 22 日

No. IMY_003

電力インフラ開発に関する国産品使用規則の廃止について

執筆者：弁護士 [三澤 充](#)／弁護士 [宮西 啓介](#)

インドネシア政府は、「電力インフラ開発に関する国産品の使用に関する2012年産業大臣規則第54号」（以下「本規則」という。）の廃止を2024年5月13日付けの書簡にて明らかにした。

本規則は、（現実にはこれらが可能か、という問題はさておくとして）電力という国家のインフラとなる分野において、可能な限り国産品を利用することで安全保障にも資すること、及び、インフラ分野の国内産業の成長に寄与することにあつたと考えられる。

なお、本規則は、2012年に制定・施行され、2017年と2023年にその一部が改訂されていた（2017年第5号、2023年第23号）。

本規則について簡単に説明すると、概要は以下のとおりである。

- 電力インフラ開発を落札した者は、部品や役務について所定の国産化率（TKDN）を満たさなければならないものとしている（第4条）
- 電力インフラとして、①蒸気発電所、②水力発電所、③地熱発電所、④ガス火力発電所、⑤上記ガス発電所、⑥太陽光発電所、⑦ネットワーク送電・変電施設が挙げられている（第5条）。

このように、全ての電力インフラが本規則の対象であるとはされておらず、風力発電所や原子力発電所はその対象とされていない。本規則の電力インフラの中で再生可能エネルギーとして位置付けられるのものとしては水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所が挙げられる。

国産化率の割合は電力インフラの種類や容量により異なっており、再生可能エネルギーを電源とする発電所である水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所についてはそれぞれ以下のとおりである。

水力発電所（第7条）：47.60%～70.76%

地熱発電所（第8条）：28.95%～42.00%

太陽光発電所（第11条～第13条B）：40.68%～60.00%

このように、電力インフラ開発に当たり、商品や役務について大まかに50%近い国産化率が求められてきた。

一方で、近年、再生可能エネルギーの利用が全世界的に進む中、インドネシアにおいても再生可能エネルギー由来の電力インフラ開発が急激に進んでいたところ、電力という国内インフラの重要な

©Atsumi & Sakai 2024

部分を担う分野かつ安全性が高度に求められる分野において、先進国の製品と比べて信用度が必ずしも高いとはいえないインドネシア国産品を使わざるを得ないこととなっている本規則に対しては疑問の声が産業界から上がっていた。

また、こうした電力インフラ構築については、先進国所在企業が優れた製品及び技術を保有しているところ、こうした企業がインドネシアにおいて電力インフラを構築する際、本規則が、製品を自由に選択したいと考える企業の支障になっていた。

本規則が廃止されたことにより、今後、外国企業によるインドネシア国内の再生可能エネルギーへの投資がより活発になる可能性がある。

また、これまでは、本規則を代表とする制度設計について、ややもすれば現実を顧みず、目指す国益を重視する理想主義的な発想があると見られるところがあった。しかし、本規則を廃止した点は、今後現実路線を進み、着実に中進国、ひいては先進国に向けた歩みを進める端緒となることが期待される。

なお、公益に資する電力供給事業については、2021年エネルギー鉱物資源大臣規則第11号（以下「鉱物資源大臣規則」という。）の規律を受ける。鉱物資源大臣規則には、具体的な割合は記載されていないものの、国産化率の充足に関する規定が存在する（第66条）。本規則の廃止を受け、鉱物資源大臣規則における国産化率の規定がどのように運用されるか、その改廃を含め動向を注視していく必要があると考えられる。

執筆者

弁護士 [三澤 充](#)（パートナー、東京弁護士会）
Email: mitsuru.misawa@aplaw.jp

弁護士 [宮西 啓介](#)（アソシエイト、東京弁護士会）
Email: keisuke.miyanishi@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドネシア・マレーシアプラクティスチーム
Email: ipg_indonesia_malaysia@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。